

かつしかの

第119号

きょういく

葛飾区における「いじめ問題」解決への取り組み

「緊急メッセージ」の発信について

教育委員会のいじめに対する考え方を伝えるため、7月18日に全園児・児童・生徒に配布とともに、「広報かつしか」7月25日号に掲載し、区のホームページにも発信しました。この「緊急メッセージ」は一過性のものではなく、学校で繰り返し、先生たちから子どもたちへ伝えていくものです。子どもたちに「いじめは絶対に許されない」「困ったことがあります。すぐにだれかに相談できる」とことを教えていきます。

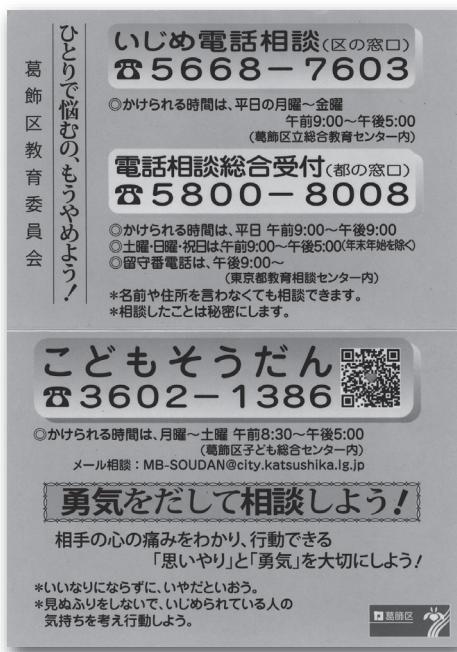
いじめの相談体制について

教育委員会では、学校の相談体制を充実させるため、スクールカウンセラーを平成13年度から全中学校に、平成16年度から全小学校に配置しています。また、子どもたちがいつでも相談できるように、4月に「いじめ相談カード」を、学期の初めごとに様々な相談機関の電話番号等をまとめた「いじめのことなど、困ったときの相談は…」を配布しています。さらに、新たな相談窓口として、8月27日に「メール相談」を開始し、子どもたちが相談しやすい環境づくりを進めています。(ホームページの「メールによる教育相談」からお入りください。)

葛飾区での取り組み

いじめの問題に対しても、本区では、一人の先生が抱え込まないように、学校のみの対応とならないように、2ページの図1のような流れでいじめ問題解決に取り組んでいます。(2ページに続きます。)

いじめ相談カード



- 1 子どもたちへ
みんなで、明るく、楽しく、元気に毎日を幸せに生活する権利をもっています。
 - 2 いじめは、いじめを受けた人も、いじめをした人も、不幸せになります。
 - 3 いじめは、人間として絶対に許されないことです。
みんなで、つきのことを考え、行動していきましょう。
 - 4 いじめる人を、絶対に許しません
- いじめを受けたときは、「助けて」と声を上げてください
- いじめを見たときには、知らん顔をしないでください
- 命は、かけがえのない大切なものです
- わたしたちは、あなたを全力で守ります。いじめを受けたとき、いじめを見たときには、学校や大人に教えてください。
- いじめを見たときには、学校や大人に教えてください。